

明末、地方生員層の活動と党争に関する一試論：提学御史熊廷弼の諸生杖殺をめぐって

城井，隆志
九州大学大学院文学研究科

<https://doi.org/10.15017/24545>

出版情報：九州大学東洋史論集. 10, pp.76-96, 1982-03-25. 九州大学文学部東洋史研究会
バージョン：
権利関係：

明末、地方生員層の活動と党争に関する一試論

提学御史熊廷弼の諸生杖殺をめぐって

城 井 隆 志

一 序

二 事件の概略

三 提学御史熊廷弼の対生員強圧策

(1) 熊廷弼と江南生員層

(2) 諸生の活動と東林

(3) 政府の生員対策

四 熊廷弼の行勅

五 小結

一 序

万曆四十年末、巡按応天御史荆養喬は寧国府宣城県で起きた南直隸提学御史熊廷弼による諸生杖殺事件を「殺人媚人」と弾劾した。その内容は、三十九年の京察に敗れて家居していた反東林派の宣党の領袖湯賓尹の不法を告発した諸生を、熊廷弼が訪察の名目で杖刑に処して殺害し、湯賓

尹に媚びたというものである。これを受けて翌四十一年初、東林派（秦党）の都察院左都御史孫瑋は熊廷弼に対する行勅¹容疑取調べを決定し裁可を得たが、孫瑋のつたこの処置をめぐって、熊廷弼を擁護する勢力と逆に彼を攻撃する東林系の勢力との間で論争が展開された。これは「荆熊分祖」等と称される、三十年代以来の党争の一こまである（以下、これを本件という）が、このため孫瑋は辞職を余儀なくされ、吏部尚書孫丕揚、吏部侍郎王図に続く彼の退陣によつて秦党勢力は大きく後退し、一方熊廷弼を擁護する側は孫瑋攻撃を通じて、いわゆる齊、楚、浙の三党連携を形成した。²三十九年の辛亥京察に続くこの一件は、四十年代の反東林派優勢の構図を決定する契機となった点で、明末党争史上重要な位置を占める。

ところで万曆期の党争を概観する時、そのほとんどが入閣や考察など中央での人事、官僚の進退問題をめぐる論争として表現され、その熾烈さにも拘らず、根本的な争点や

各勢力の性格はつかみにくく、あるいは不毛な派閥抗争の域を出ないかとの観を免がれ難い⁽²⁾。しかしそうした同時期の党争の諸論点の中で、本件は地域社会における紛争、提学御史による諸生殺害という地方の学政に関わる問題に端を発している点でやや特異であり、中央での党争と地方の政治状況との関連を示すものと思われる。

この時期の地方の政治状況について、従来の研究は、明末、特に万曆以降の江南を中心とする地域の郷紳層、生員層の政治的力量の昂まり——地域の世論形成や官に対する地方行政への参加要求等の諸活動の具体像を示している⁽⁴⁾。つまり万曆期後半にはこうした地方での政治の活性化と中央での党争の激化との同時進行が確認されるのであるが、両者の有機的な関連の説明はまだ十分になされていない。本稿は本件を手掛りに、その有機的関連の一斑をうかがおうとするものであるが、特に本件の発端に注目して、江南における諸生杖殺に至る経過及び中央での事件の処理を中心に、東林派、反東林派双方の対応を検討することとする。なお本件の結果生じた中央での党争の勢力関係の変化については本稿では触れず、別の機会に考察することとしたい。

二 事件の概略

荆養喬が熊廷弼の諸生杖殺を「殺人媚人」と弾劾したのは万曆四十年十一月のことである⁽⁵⁾。本節では、これに至る経過を諸史料⁽⁶⁾を総合して述べていく。

本件は十数年前に湯氏一族と宣城県の生員層との間に生じた対立関係が遠因となっている。二十年代後半⁽⁷⁾、湯寶尹の族叔の「里豪」湯一泰が生員施大徳の子の許婚者徐氏を強奪するという事件が起きた。徐氏に横恋慕した湯一泰は寶尹の勢を倚んで施大徳に徐氏を渡すよう強いたが果せず、遂に有司を脅して徐氏を奪い、施大徳父子らを毆打したが、徐氏は従わず池に身を投じて自殺した。これを聞いた諸生らは激して「民変」を起こし、生員馮応祥らは徐氏の殉節を公奉して知府に祠を建てさせた(史料〔I〕、〔IV〕)。この件は湯寶尹自身が惹き起こしたものではないが、全く無関係だったわけではない。湯寶尹の撰した彼の祖父母の墓誌銘によれば、彼の祖父は県城にもめつたに近づかない程のごく零細な商人であり、父が生員であつたというだけで、他の同族、先祖について科第、官歴などを記していない。つまり湯氏は寶尹以前には生員より上位の有資格者ではなく、二十三年に第一甲二位の成績で進士に合格し、一躍名士となつた寶尹によって新興の郷紳の家として浮上したの

である。湯一泰の横暴も賓尹の威勢を倚んでのことであつた。この時の民変の攻撃は賓尹にも及び、彼は難を避けて杭州に遁走したとい^補う。

のち賓尹は「当事」に嘱して徐氏の祠を毀たせた(史料〔I〕)とい^補うが、熊廷弼が伝えるところではその事情は次のようになる(史料〔III〕)。まず雲南道御史史記事が徐氏の冒節を劾論し、「淫祠」を毀つべしと主張した。そこで提学御史史学遷(三十七年四月―三十八年閏三月頃在任)¹⁰が徽寧道に調査させたところ、「粮里の公呈」・「地方の正論」によれば徐氏の死は大義ではなく、呈詞(生員らの公拳の詞か)は賄買によるものであつたとの結論を得、祠を廢し施大徳を黜退の処分とした。史記事、史学遷はともに秦党系の人物であり、前大学士沈一貫一派の追放、東林系の王元翰の擁護などの活動をしている。史学遷が祠を廢した三十八年の初め頃までは、湯賓尹は党争の表面に宣党の首として表われていないが、彼と「顧・李党」として東林派から攻められた顧天竣、李騰芳らとの深い交際¹²から見れば、秦党系の史記事らが湯賓尹の意を受けて動いたとは考えにくい。とすれば、祠の廢毀に関して湯賓尹の史学遷らに對する直接の働きかけはなかつたのであろう。ただし史学遷が祠の廢毀を決断した際、その根拠となつた「粮里の公呈」から徽寧道までの報告の諸段階のどこかに湯賓尹

の意が加えられていたことが考えられる。すなわち、生員層の「公拳」に對して、糧、里長層の「公呈」や地方の「正論」を掌握しうる湯賓尹の地域社会での権勢の強さが想像されるが、確証はない。ともかく三十七年頃提学御史史学遷の判断によつて正式に祠は廢され、したがつて建祠を要求した生員層の公拳は否定された。

三十九年の辛亥京察で湯賓尹は敗れて家居したが、自身、郷紳徐元泰(原任南京刑部尚書)の一族の生員徐某の妻を妾とした。彼は出世する前に徐元泰に辱められたことを恨み、その一族の婦を妾とすることで雪辱しようとしたとい^補う。徐某と妻の兄弟は異言を唱えなかつたが、徐某の兄徐日隆はこれを不満として各方面に訴えてまわつた。湯賓尹は徐日隆を捕えて殺そうとしたので、日隆は逃れて燕・齊の地へ走つた。ここに至つて寧国府中が沸然たる状態となり、諸生がこのことを上台(巡撫、巡按?)に訴え、さらに再び徐氏の殉節を公拳し、旧祠を復さんことを請うた。諸生らは寧国府に出巡してきた提学御史熊廷弼にも公拳を以て謁したが、彼は今回の公拳も前回と同様賄買によるものであり(彼は賄買の主を明言しないが、生員らの行動の背後に徐元泰の力があると考えている)、かつての「施・湯の(争娶の)故智」にならつて「郷紳を陷害」するものと駁してこれを拒否し、かつ諸生らの中心の生員馮応祥、

芮永縉、蘇望海、李茂先を「行劣」として杖刑に処し、遂に芮永縉を死に至らしめた（史料〔Ⅰ〕、〔Ⅲ〕）。荆養喬はそこで熊廷弼を弾劾するが、彼は諸生杖殺に、つぎに述べようなもうひとつの原因を挙げている。

史料〔Ⅱ〕(A)によると、殺された芮永縉および芮応元らは以前宣城県の生員梅振祚、梅宣祚らを「宦媿」徐氏を姦したとして告発し、前任巡按御史王国禎が梅氏らを劾奏、捕治した。しかし梅氏側は賄賂を贈って結審を延ばしていた。荆養喬と熊廷弼は以前より意見の対立があったが、この件の判断でも軽重の差があり、荆養喬は熊廷弼が梅氏らを斥せず逆で芮永縉を杖殺したと劾した。梅氏に関する荆、熊の対立はどうもはっきりしない。史料〔Ⅰ〕は、荆養喬が梅氏ら（同史料では「某々等」・「某生」とのみいう）を徒刑に擬したのに対し、熊廷弼は湯賓尹の囑託を受けて擬徒を駁し、また梅氏らの奸状を駁したといっている。しかし史料〔Ⅱ〕(B)の徐応登の行動の報告には、熊廷弼の批文に「梅振祚ら兄弟の聚麀——婦を共にする行為——は自分の手で殺してやりたいくらいであり、梅宣祚らの甌破——無軌道ぶり？——は弁解の余地がない」としており、少なくとも公式文書の上では特に梅氏らに有利にはかった形跡はないようである。ここでは熊廷弼は梅氏の不法は不法として処する一方、これを喋喋したり、公拳したりする生

明末、地方生員層の活動と競争に関する一試論

員らの政治的な活動もまた行劣として断罪したものと解しておく。

梅氏は嘉靖頃より举人、進士を多く輩出し、また方志にも多くの伝が立てられているように、この当時宣城県きつての有力な郷紳一族であったと考えられる。したがって生員梅振祚らに対する芮永縉らの告発も生員層という同列の身分階層内のことではなく、郷紳の一族の不法に対する生員層の糾弾ととらえることができる。つまり、この一連の事件は郷紳の不法——この場合いづれも女性をめぐる倫理的頹廢——への生員層の批判活動として表現されている。この背後に湯賓尹、徐元泰の郷紳同士の反目、湯氏、梅氏の結託などが想像され、また熊廷弼が生員の公拳を賄賂とみなすように、一郷紳の影響下にある生員層の活動がその郷紳の利害を代弁するといった政治構造も考えられるが、筆者が現在までに見た限りの史料ではこれらに関して一切不明であり、その具体像の追求はここではなしえない。

さて以上のような宣城県での経過をみれば、いわゆる「郷紳の横」を追求する生員層を悪徳郷紳と官僚が結託して抑圧にかかるといふ明末に一般にみられる構図が浮かびあがるが、次節では、その構図から離れて、本件を一貫して展開させてきた生員層の活動と、これを直接監督すべき提学御史としての熊廷弼の対応という点を中心に検討する。

三 提学御史熊廷弼の対生員強圧策

(1) 熊廷弼と江南生員層

熊廷弼は湖広武昌府江夏県の人で、二十六年進士に合格し、保定推官を経て三十六年には御史に擢されて遼東巡按となり、三十九年六月に提督南直隸学政に任命されている。本件のため四十一年に家居したが、のち四十七年に遼東経略に起用されている。任官以来、南直提学を除いては一貫して遼東の軍事的第一線に立ち、その才能を高く評価されている。さて南直での治績を『明史』の本伝では「嚴明有聲」とのみ記しているが、この「嚴明」な様子を史料〔I〕に続く文でつぎのように記している。

先是、熊考試江南、繩束諸生、過當。常州某公子、年纔十六、以犯規小失、熊執而撻之。某公止此一子、不勝其忿、挺身闖入院署、拉其子以出。衆鄉紳調停其間、事雖不問、而岌岌有騎虎之勢。及是熊歲考、按臨常州。其先聲甚厲。諸老咸不自安、遂力斡判出疏參熊。

すなわち、熊廷弼が諸生を繩束し瑣細な違反を犯しても鞭つたため、常州府の某公（おそらく郷紳であろう）と衝突を起こした。この時は多くの郷紳の調停で事無きを得た

が、熊廷弼の方針に耐えられない常州府の「諸老」（やはり郷紳層か）は荆養喬に熊を弾劾するよう要請したという。荆養喬の劾奏には宣城県の事件だけではなく、その背後に熊廷弼の嚴治主義に対する生員層及び常州府の「諸老」の反発が大ききはたらいていたことがしられよう。

もうひとつ熊廷弼の生員層に対する「嚴明」な態度を示す史料を挙げる。蘇州府崑山県の郷紳顧天垓は熊廷弼につきのような書簡を送っている。

臺下臨泣敝邑、考試兩郡生童、稱公稱明者固衆。然憚怖威嚴而竊議者亦不少。頗云與士爲讐。此言不敢不以上聞。臺下業已嚴矣。豈能遽寬。但得法嚴而意寬、使輿情曉然憚其法而服其意。……①其常熟・吳江・嘉定四等生員鼓譟者、聞臺下密訪、就中爲首四人、具疏請旨定奪。不知果否。若果有疏、疏中明言處分、則已矣。倘俟旨下、更加鞠審、萬望姑從末減鼓譟之罪。書生豈能堪此。若無疏、而外間妄生猜度、須亟發案驗、稍示懲創。似難遽置六等、卽暫置六等、亦必預開以生路。想臺下籌之熟矣。②其不得科舉、願援例入太學者、望即批允。設或不允、彼必以爲絕其進取之途、并遣才不敢就試、一時惶駭、安有已極。③又聞、各縣開送行劣生員、往往有未當者。臺下更加鞠審、情真定罪、雖死何辭。若直據縣中開具惡跡、驟加鞭箠、設有冤誤、將

如之何。幸留神焉。

顧天竣はまず熊廷弼の嚴治主義に対して、その威嚴を怖れてこれを議論するものが少なからずあり、「士と讐を為す」と受けとられていることを指摘して、法の嚴守は当然としても寛容の意を示してほしいといい、以下三点にわたって具体的な生員層擁護の要請をする。

①常熟・呉江・嘉定の生員の鼓譟について熊廷弼が既に上疏して処分を請うているのならいたしかたないが、それでも旨の下った後に再び審理して鼓譟の罪だけは減じてほしい。もし上疏がなく噂に過ぎないのなら、すみやかに調査処罰すべきであるが、それも（四等から）六等への降級処分として後の進級の途を開いておくべきである。

②科挙に受からず、援例によって太学入学を希望する者にはただちに允可を下してほしい。

③各県から行劣の生員として報告される中には往往妥当でない者が含まれているから、処罰にあたっては慎重に審理を尽してほしい。

蘇州府下三県の生員の鼓譟の原因は示されてはいないが、文脈から推してあるいは熊廷弼への反発から生じたものかもしれない。もしそうであるならば彼は蘇州府においても紛争を惹き起こし、先の常州府と同様郷紳が仲裁にあたったが、その郷紳として顧天竣ができたものと解され

明末、地方生員層の活動と競争に関する一試論

る。顧天竣の右の書簡における要請は、熊廷弼の学政下では鼓譟の生員に対して極めて厳しい処分が予想され、大学入学は容易に許されず、各県の「行劣生員」は真偽を問わず容赦なく鞭たれている、という徹底した締め付けのあったのをうかがわせる。熊廷弼の生員層への締めつけぶりは「士と讐を為す」と受けとられ、彼と常州、蘇州等（おそらくは南直隸全域）の生員層とは極めて険悪な関係にあったことがわかる。

(2) 諸生の活動と東林

さて常州府といえは無錫県を中心とした東林派の淵藪である。東林派攻撃の言としてよく知られている『明夷録』万曆三十九年五月壬寅条の御史徐兆魁の上言に、

其（東林の）徒日衆、挾制有司、憑凌鄉曲、門遂如市矣。……凡東林講學所至、主從百餘。該縣必先設廚傳、戒執事。館穀程席之需、非二百金上下不能辦。會講中、必褻以時事、講畢立刊、傳布遠近。各邑行事有與之左者、必速改圖、其令乃得安。今已及浙中諸郡。

とあるように、東林の講会は地方行政に介入し、知県の進退を左右する程の力を持っており、その傾向は浙中諸郡にも及んでいる。徐兆魁という東林の「挾制有司、憑凌鄉曲」は生員層を特指したものではないが、東林書院に集まる周

明末、地方生員層の活動と競争に関する一試論

辺各県の生員層の活動を示すものと解して間違ひなからう。明末に無錫近辺に顕著にみられるように、地方政治を活発に議論し官に対して地方の世論の実現を求める傾向があったことは既に指摘されているところである。

この傾向は徐兆魁の言のように浙江に及んでいる。いまその例を挙げる。東林派の中心的人物丁元薦の『西山日記』巻上、日課に、

陳筠塘公（幼學）守吳興、試士不通請謁。予（丁元薦）辱公知己、語及輒流涕。予駭問故。公哽咽曰、「記得少年就試郡邑、以孤寒見遺、一家悲憤、至不能寢食。此一段光景尚在目前。是以悲爾。」榜其堂曰、「以文爲憑、如數而止。」一切竿牘不啓封。時督學浮梁陳公亦兼至公。諸儒生遊泮者彊半老宿、相偶掩袂曰、「吾輩二十年無由見學使者。故沈抑至此。今遇梁溪公（陳幼學）天也。」

梁溪去後、且數年至壬子（萬曆四十年）、一切竿牘爲政。諸士子憤極、數百人于生祠中昇梁溪公像、鼓譟至郡堂、羅拜慟哭、聲震天。太守避匿衙舍、不敢出、無所解于公論。

とある。陳幼学は無錫県の人で三十二年の東林書院復興の事業にも参加している。彼は湖州府知府となつて生員たちを試験したが、その際請謁を受けなかつた。彼は自身が府、県の試験で貧困のため不当に排されたことを思い、試験の

成績は答文のみを拠りどころとし、竿牘＝書簡等による情実を排した。一見地域との繋がりを断つ行為であるかのようだが、これは一部の者の請謁によつて不公平に歪められていた学政を正すことで多くの生員層の不満を解消したものである。また諸生の「我々は二十年来学使とまみえた者ではなく、そのために埋もれたままになっていた。今梁溪公と会うことができたのは天のおかげである。」との言から、この時提学が学生と面対し、そこに意志が疎通し学生の意向が汲み上げられたが、その実現に陳幼学の力がはたらいていたことがしられよう。因みに陳鼎『東林列伝』巻十六の陳幼学伝によれば、

外史氏曰、先生守吳興時、政暇即與士大夫講性命之學。執經問道者以千計、至於政治之良。至今郡人猶能道之不衰。非徒特區區語言文字之流也。

と評し、陳幼学は湖州府で多数の士大夫とともに盛んに講学活動を行つてそれを政治に採り入れ、ただ語句を弄ぶ輩とは違ふとしている。郷紳、生員層と協調し、その世論を重視するという無錫で培われた氣風をここにみる事ができる。ところが、陳幼学が転任して数年後の四十年になつて竿牘による政治が復活した。政治の場から締めだされて憤激した諸士子数百人は陳幼学の像をかつき鼓譟して府衙門に押しかけ抗議した。丁元薦は地域の郷紳層、生員層と

の融和的な政策を排した知府に対して批判的であり、諸士子の側に「公論」を認めている。¹⁸ こうした地域世論を重視する行政を要求する東林派の主張、活動は周辺地域の生員層の活動に大きな影響を与え、徐兆魁が東林派の活動を真向うから批判した三十年代末には、諸生たちの要求する学政の実現や彼らの政治参加、これから外れた地方官への批判活動など、無錫県と同様の現象が周辺地域に拡がりつつあったものと思われる。

熊廷弼は南直提学御史としていわば東林の総本山に乗り込んだわけである。彼は東林派の南京御史段然らから「顧・李党」・「崑党」と称されて三十七年に官界を逐われた前述の左諭徳顧天竣と親交があり、彼を大学士に推そうとしたといわれ、また辛亥京察の火種のひとつとなった秦党の吏部侍郎王凶の子知県王淑汴への弾劾は熊廷弼の指金ともいわれる。¹⁹ したがって諸生杖殺が問題にされた時、ただちに熊廷弼を「崑山（顧天竣）之首功、宣城（湯賓尹）之殿後」とみなし、その退陣を求めるような、東林派側からの派閥意識を露わにした論も出されている。²⁰

このように三十年代後半、熊廷弼は政治的に明らかに反東林派の立場にあったが、それだけに彼の生員層強圧策は東林派の活動規制を意図したものと充分考えられよう。そのことを明確に示す証言は目下見出していないが、ただつ

明末、地方生員層の活動と党争に関する一試論

ぎのようなことが注目される。『顧端文公年譜』万曆四十年三月条には、

時學使熊廷弼方肆毒於東林。歲試置與淳（顧憲成の長男）末等。公（憲成）不介意、命鼓篋遊南雍。

とあって、東林側は熊廷弼を東林に危害を加えるものとみており、彼が処罰した生員の中に東林関係者が多かったことを示している。この年五月二十三日東林派の指導者顧憲成が死去し、七月には府、県の郷賢祠に祀られたが、その事情を同年譜では、

提學御史熊爲學政事。舊例、郷賢俱經該道・府・縣詳請、批行。今本官人望久孚、無俟查核。宜徑行置王崇祀、以光俎豆。隨送主縣學郷賢祠訖。又撫・按・學三院會同、批送府祠。廷弼此舉迫於公議。尋因互訐聽勘、益攻東林。

と述べ、熊廷弼の上奏による顧憲成の通常の手続きを経ない郷賢祠への入祠は彼の本意ではなく、公議に迫られたためやむを得ず実行したものといい、あくまで彼を東林の敵対者とみなしている。

さてこのように江南生員層及び東林派から強い反発を招いた熊廷弼の施策は彼個人の個性あるいは反東林派という党派の立場からのみ発せられたものであろうか。つきにこの点について政府首脳部の意向をさぐってみる。

(3) 政府の生員対策

前述の徐兆魁が東林派の地方行政への干渉を攻撃したのは『明夷録』の日付では三十九年五月壬寅(三日)で辛亥京察の可否をめぐつて議論が沸騰していた時であり、翌六年辛卯(二十三日)に熊廷弼が提督南直隸学政に差されている。また熊廷弼が南直隸の生員層を厳しく取り締まっていた四十年に湖州府では竿牘政治が再開され、政治関与から締め出された諸生の鼓譟を招いている。あるいは偶然の時間的継起なのかもしれないが、四十年前後のこの一連の動きは反東林派、また中央政府の南直、浙江の生員層の活動に對する意図を示すものではなからうか。

時の内閣大学士葉向高は熊廷弼の遼東巡按時代の政策を全面的に支持し、しばしば連絡を取り合っており、彼の『蒼霞續草』中の尺牘には熊廷弼への書簡が最も多く収録されている。²⁰ 熊廷弼が国防の最前線にあったという事情もあり、また葉向高の親友郭正域の婚家であったことも関係しようが、葉向高は熊廷弼にかなり深い信頼を寄せていたと思われる。遼東巡按としての熊廷弼は、愧遺を杜ぎ、軍実を核べ、將吏を按劾し、姑息を事とせず、風紀大いに振う²¹と評されるように、軍紀肅正に最も力を注いでいた。彼が提学として南直に派遣されれば、監督下の生員に對して厳しく對

処することは充分予想できたであろう。葉向高は三十九年、熊廷弼の提学就任直前と思われる書簡²²で、

門下在遼三年、爲地方造無窮之福。……南直學政久曠、秋闈在爾、甚爲不便。當再力催之。如其得請、使可不候代而行、第須於旨中說明耳。

と、長期の欠員による実務上の必要からではあるが、彼の就任の実現に努めている。この書簡からは特に提学としての施策の指示や期待はうかがえないが、荆養喬の上疏直後に熊廷弼にあてた書簡²³には

門下督學三吳、以嚴而成其寬。士習大變。向有後言者、今皆帖服。可見、矯世革俗之事、非有大擔當力量者不能爲、而要亦無不可爲也。荆直指以杯蛇弓影之疑輕去其官、一何草率。然其意十九在于桐城。頃復有疏來、專言桐城事。要之、無甚干涉。此君自多此舉耳。惜之、惜之。門下自信其心、人亦無不信之。何用以此求去也。とあつて、書簡特有の外交辞礼が含まれるにせよ、葉向高は全面的に熊廷弼の業績を肯定し、荆養喬の効疏は疑心暗鬼によるものだし、その意図は九割方桐城県の問題にあるのだから気にすることはないと、熊廷弼の慰留に努めている。

また葉向高は東林派に關して、辛亥京察における南京吏部の決定に東林派が反発した顛末を述べた文章の末尾で、

然東林已退休、朝事自不宜與、一而嘵嘵不已、致叢衆怨。
春秋責備賢者、吾亦不能爲解。

とし、東林はすでに官を退いた者であるから、政治に容喙すべきではないとはつきり述べている。これは朝事Ⅱ中央の政治について述べているものであるが、在官者と在野者とを区別して在野者の政治への介入を否定する論理は、地方行政への東林派の介入を「挾制有司」として弾劾する徐兆魁の論理と同一のものといえる。東林派に象徴されるような、地方の郷紳、生員層の政治的発言力の増大、地方政治への介入という中央集権的専制支配体制を揺り動かしかねない動きに関する限り、徐兆魁に代表される反東林派と葉向高との見解は一致している。内閣大学士として専制支配体制の中枢に位置していた葉向高にとって、事あるごとに鼓譟する「行劣」の生員を嚴罰に処す熊廷弼の方針は十分支持しうるものであった。

四十年の初め、問題の宣城県で童生が集団で鼓譟する事件が起きた。この事件の処理にあたり、中央政府は明確に生員層の取締りの方針を示している。『明実録』万曆四十年三月己未条につきのようにある。

南直寧國府涇縣童生張載通等、以元夕入鄉宦顏文選宅
内觀劇、稱披顏宦毆死。時府方試士。次日宣・南・涇・
寧・旌五縣童生圍繞文選宅、及市中無籍破屋入室、盡

明末、地方生員層の活動と党争に関する一試論

劫其貲去。提學御史及撫按以聞。部覆、將首惡從重定罪、且停勒五縣童生概不進學。若人命搶財等情、應俟彼中細勘、毋致漏網株連。至於各處童生擡神鼓譟、生員侮辱有司、皆屬亂萌。均當究處、應聽學臣究問歸結。因言、有司能一意奉公不徇權勢囑託、以濫取童生、不博長厚虛聲、以縱容行簡、則孤寒快心、怙惡戢志、必無有聚黨要挾者矣。上是之、且諭、近來士風薄惡、屢次生事。提學官嚴行約束、有司官也、秉公正己、以服人心。

寧國府宣城縣で元夕（一月十五日の夜）郷紳宅に觀劇にいった涇縣の童生がいかなる事情からか毆殺されたと称して、翌日府試のため宣城縣に集まっていた五県の童生たちが郷紳宅に押しかけ、騒ぎに乗じた市中の無頼が邸に侵入して略奪を行なった。提學・撫・按の報告を受けた礼部の覆疏は、首謀者の処罰、五県の童生の受験資格剝奪、及び殺人略奪等の事情調査という事件の直接の処理を述べたあと、各処の童生による傲った鼓譟、生員の有司侮辱はみな乱萌であるからすべて処罰し学臣に深く調査させるべしとする、生員層の活動の規制を全国的な方針として打ち出している。また有司が權勢の囑託を受けて濫りに童生を採ったり、温厚だとの無意味な評判を得ようとしてルーズな行政をしたりしなければ、官に依って悪だくみをする者も望みを失い、党を組んで要挾する者もなくなるであろうと、

地方の要請による生員層の増加傾向への歯止め²⁷と、地方官の任地と妥協しない職務遂行との必要性を主張している。この覆疏はそのまま裁可され、上諭では特に近來の士風が

退廃し屢々事件を起こすといった事態に対して提学官が嚴重に取締ることが命ぜられた。礼部の覆疏は熊廷弼の報告に基づいて作られており、したがってこの上諭で彼の施策は承認され、中央政府の統一的政策としてこれに法的根拠を与えている。すなわち、それは官僚主導の政治専制的支配秩序の貫徹のため、これを蚕食する江南を中心とする生員層の活動への規制を強化するという国家意志を明確に示したのである。

熊廷弼の諸生杖殺はこうした事情を考慮してはじめて充分に理解されよう。宣城県あるいは寧国府では二十年代より生員層の強力な世論形成、集団示威がみられた。四十年一月の郷紳顔文選に対する童生の鼓諷でも僅か一日で五県全体の（たまたま宣城県に集合していたという偶然はあるが）集団行動を起こしている。熊廷弼にとっては要注意の地域だったであろう。この事件で五県の童生の資格剝奪、株連者の漏網を許さない徹底的追求という厳しい処罰が下された、それから一年もたたないうちに、郷紳湯賓尹に対する諸生の「合郡沸然」たる事態が発生し、かつ前提学御史の決定を否定して再度の徐氏の節が公拳されたのであ

る。公拳の諸生は熊廷弼にとっては処罰の対象以外何者でもなかった。熊廷弼は国家の方針を嚴格に遂行したのである。

しかし、宣党の首湯賓尹の醜聞に端を発し、諸生杖殺にまでいたった本件は、熊廷弼の施策に反発する江南生員層、東林派にとって、彼を追放する恰好の材料となった。諸生の死に籍りて熊廷弼に対する「蜚語造謠」（史料〔Ⅱ〕（B））があらわれる中で、荆養喬は常州府の「諸老」（東林派である公算が強い）の要請を受けて熊廷弼を弾劾したが、彼の主張する「殺人媚人」とは、熊廷弼の諸生弾圧が実は一部郷紳を擁護して世論を圧殺する、極めて私的な利害に基づくもの、それも宣党の領袖の不祥事を隠蔽する党利党略であったとして、熊廷弼の施策を行私、党争の産物に解消するものであった。したがってそれは同時に熊廷弼をバックアップした中央政府の生員層強圧策の破綻を物語るものであった。

四 熊廷弼の行動

荆養喬の上疏のあった四十年十一月から十二月にかけて、中央ではこの問題に関して熊廷弼には触れず、荆養喬が上疏のあと擅自離任し無断退職したことへの処罰の軽重のみが論ぜられた。しかし四十一年一月に孫璋が都察院左

都御史に就任すると、彼は早速熊廷弼への行動を決定した。熊廷弼を容疑者と認定したわけで、これだけでも提学としての權威の失墜は大きい。葉向高は、行動を決定すればまた党争の種となり政局の混乱を大きくするとして、孫瑋に行動を止めるよう説得したが果せなかった。孫瑋が頑なに行動に固執したのは、熊廷弼の江南における対生員層強圧策を排除する目的の他に、この時期中央でふくらみつつあった党争の状況が大きくからんでいるように思われる。荆養喬の上疏のひと月前四十年十月に、東林派の御史孫居相は三十八年の会試における湯賓尹の不正工作、いわゆる「庚戌科場」問題を告発している。⁽³¹⁾三十八年当時政府首脳部で政治結着がつけられたこの事件を改めて表面化したのは、三十九年の辛亥京察以後の東林、反東林の対立の顕化、四十年十月の反東林派を多く含む科道官の大量補充による東林派の劣勢という状況の中で、東林派が巻きかえしをはかったもので、これと連動するかのような荆養喬の「殺人媚人」告発は、湯賓尹の在官時、在野時の不祥事を暴露して彼の政治生命を断つキャンペーンの一環であったと考えられるのである。荆養喬の熊廷弼弾劾は不発に終わりかけたが、孫瑋は行動によってこれをあくまで推し進めようとしたのである。したがって反東林派側も江南における東林派の活動規制の問題とあわせて自派の擁護に必死にならざるを得ず、これ以後の孫瑋に対する攻撃も熾烈を極めたのである。

内閣の葉向高は前述のように熊廷弼を弁護する側にあった。彼は「謝工部」なる人物への書簡⁽³³⁾でつぎのように述べている。

荆、熊二直指之爭、平心而論、則荆當貶官、熊當解任。勘疏之上、僕會力阻總憲、而不見聽也。梅氏之事、學使固無成心矣。然批駁文移、當就事論事耳。何爲而媚媚于他事乎。彼當日之所稱烈婦者、或稍溢美、然果可與今日之淫婦而例論乎。是亦學使之稍失于檢點也。但以爲殺人媚人則謬耳。年來士大夫分爭、無全是、亦無全非。所以難處。况僕無進人退人之權、即欲分別是非、亦何所用其分別。

これは、梅振祚らの処罰に関して熊廷弼は特定の意図があるわけではない、ただ批駁文に往日の烈婦（湯一泰に拐されて自殺した徐氏）と今日の淫婦（梅氏と姦した徐氏か）とを同列に論じたのは熊のやや過失であるが、殺人媚人というのは誤りであるとして、熊廷弼弁護の立場を表明するものである。ただし葉向高は「進人退人の權なし」といつて、内閣としては本件をめぐる党争に介入しない慎重な態度をとった。

さて葉向高の反対を押し切って行動が決定され、荆養喬

の後任の応天巡按御史徐応登がその任にあたり報告を行なった。彼の報告（史料〔Ⅱ〕(B)）の要点はつぎのようである。第一点は、第二節で述べたように梅氏の処分に関して熊廷弼は手心を加えていないとするものである。第二点は、処罰された生員馮応祥らは操江、巡撫、巡按、巡倉、屯田などの衙門に入りしは金をかすめとり私を行なうといった、まさに「把持官府」の劣生であり、公論に入れられない存在であったとして、熊廷弼のつた処置を認めているものである。第三点は、死んだ芮永縉よりも蘇望海らの方が多く鞭たれており、かつ芮永縉が死んだのは杖刑後二十日を経ていることから、熊廷弼に芮永縉を殺害する意図はなく、杖刑が直接の死因ではないとするものである。第四点は、湯賓尹と芮永縉との間に敵対関係はなく、熊廷弼が芮永縉を殺さねばならぬ動機はないと、「殺人媚人」を否定するものである。徐応登は以上の各論で荆養喬の挙げた訴因を尽く否定し、続けて「熊廷弼は頹風を挽回することを自身の任務として法の厳守にいささかも仮借せず一懲百儆を期したため（これを逆恨みする者が）蜚謡造謠を肆にし、荆養喬はその説を耳にはさんだに過ぎない」と述べ、熊廷弼を全面的に支持してその施策の正当性を再確認し、熊廷弼に反発する江南生員層、郷紳層の声を「蜚謡造謠」として退けた。このようにもともと熊廷弼の罪状究明を意

図した東林派が発動した行動ではあったが、結果としては政府、反東林派の意向に沿う方向で結着がつけられている。熊廷弼と湯賓尹とは交遊関係や政治的立場からみてかなりの親交があった筈で、諸生杖殺の一要因として「殺人媚人」も一概には否定できないと考えられる。しかし問題は既に熊廷弼個人の進退にとどまらず、対江南生員層統治に関わるものであった。したがって事実の如何に拘らず、政府及び反東林派官僚は熊廷弼への疑惑をあくまで否定することで、彼の、ひいては国家の対生員層強圧策の正当性を主張し、この点に関しては一歩も引かない態度を示さざるを得なかったであろう。

では、熊廷弼の潔白を主張する行動の報告は、荆養喬についてはどのような判断を示したのであるうか。「養喬、実に其の説（上述の蜚謡造謠）を耳聞す。又、別に職事相左するに因り、偶々去位に乗じて感激し、諸を形して論列す。亦、或ひは居常廷弼の才情気魄、咄咄と人に逼るを見、……心に其の己れに易うるを疑ひて然るか。」と、本件における荆養喬の行動を批判するが、また「按臣養喬、温雅潔清、凡事精詳にして苟めにせず。独（た）言に風聞に激する有り。故に之に居りて疑無き能はず。……之を総ずるに、此の一役や、事は当に明白直截を以て断と為すべく、而して牽纏曖昧なる者は論する勿かるべし。人は当に生平本末

を以て断と為すべく、而して意氣註誤なる者は論ずる勿かるべし。則ち廷弼の心跡自明、而して養喬の生平も亦（本件の）外に在り。此れ都苛求急需すること無く、後、以て二臣平日の品を成すを效すべし。」と、事件そのものの評価とは別に、人物はその平生の行動によって判断すべきであるとして、荆養喬をその日頃の実績によって擁護した。

この判断は、荆養喬の嚴重処分によつて予想される彼を支持する江南生員層、郷紳層及び中央政界の東林派勢力の反発、事態の更なる紛糾を考慮してなされたものではなからうか。つまり熊廷弼の施策を国家的方針として是認する一方、荆養喬の処分でやや譲歩を示すことで事態の收拾をはかつたと考えられ、この点で妥協的な面を持つ本報告は、政府が江南生員層、郷紳層の地方政治への喰い込み、「把持官府」に対しては断固たる処置をとる姿勢を示しながらも、現実には彼ら及び彼らを支持する東林系官僚の政治的力量を無視しえず、その対策に苦慮していたことを物語つていよう。

行動の報告がなされ、また熊廷弼が引責辞任の形で退職して本件は一応のけりがつけられたが、学政に関する東林、反東林の確執は熊廷弼の後任人事の問題にも表われている。後任提学御史に一旦浙江巡按御史呂函南の改差が決定されたが、反東林派の礼科給事中周永春はこれを不適格と

する上疏を出し、呂函南を推す東林派の御史湯兆京らと争つた。この問題は他の科道官人事をめぐる争いとともに吏部の権限の問題へと展開し、新たな党争の火種となっている。³⁵ 本稿ではこの問題には立ち入らないが、南直提学御史の掌握がこの時期の両派からともに重視されていたことがうかがえるのである。また『明史』卷六十九選舉志一によれば、この四十一年に南直隸の学政は江の上下に、湖広は南北に分割され、各提学官一員を増置されている。詳しい事情は現在不明であるが、ここにも上述の推移と関連する政治的背景があつたのではないかと推測される。

五 小 結

以上述べた如く、本稿では熊廷弼の諸生杖殺を「殺人媚人」のレベルから離れて、地方生員層の集団的な政治活動とこれに対する規制という構図の中で把えなおす作業を行なつた。そして万曆四十年頃の時点でこの対立は、生員層の活動の拠点のひとつであり、彼らの内に根を張りつつある東林派と、中央、地方で政治的発言力を強める東林派に危惧を抱く反東林派官僚、及び中央集権的支配秩序を維持せんとする中央政府との対立として具現されたと考えた。熊廷弼は後者の意を体して厳酷な生員層の活動の取締りを行ない、諸生杖殺はそのひとつの結果であつた。彼らと東

林派との地方政治に対する視点の相違は、宣城県の童生鼓譟の際に出された、諸生らの鼓譟、有司侮辱を乱萌と見、生員層の政治勢力化を一律に否定して、地方との非妥協的な行政遂行を主張する中央政府の方針と、地方世論との融和的な行政を歓迎し、鼓譟する生員層の主張に「公論」を見出す丁元薦の論との相違に見ることができる。

ただし東林派が地方行政における世論の重視を主張し、生員層の活動を支持したという際、東林派が生員層の諸活動を一律に支持したわけではない点は留意しておかねばならない。丁元薦にはまた次のような発言がある。

丁元薦曰、青衿者朝廷儲爲異日之用者也。士之自愛與上之愛士、若處子、而今蕩然矣。方其成羣而呼、有司畏之如虎。一遇孤弱有司、置之若棄。方其譁張爲幻、則藩臬之長降階、稱公稱兄。甚至柄文者與諸生媾而和矣。

丁元薦はここでは生員層が徒党を組んで有司を軽んじ、地方長官や学官までが生員層にへつらう風潮を批判し、この後文で「上は国脈に関わり、下は土風に係る」彼らへの教化の必要性を述べている。丁元薦の一見相反する二つの発言は、彼の見解の矛盾というよりは、生員層の活動の性格、程度の多様性を示すものであろう。東林派が支持したのは生員層の多様な集団活動のうち政治的社会的にどのような

方向性を持ったものだったのか、また批判したのはどのようなものだったのか、本稿ではこの点にまったく触れられなかったのだが、なお検討を要する重要な問題であり、今後の課題としたい。

註

(1) たとえば、本件の顛末を簡単に記した葉向高の『蓬編』卷六、万曆四十一年六月条には、

楚人文章爲廷弼頌冤、力詆孫公（璋）。浙人素與秦人爲怨、欲収楚人以樹黨。太宰趙公（煥）又素疑孫公欲得其處。齊人以太宰故與浙人合力攻孫公。朝端大闕。

とある。

(2) 宮崎市定「張溥の時代——明末における一郷紳の生涯——」（『東洋史研究』33—3、一九七四）の東林派に関する総括、参照。

(3) ただし本件の中央政界における論争も厳密には熊廷弼に対する行動を決定した孫璋の評価、その進退を問う形で展開し、宣城県あるいは江南全体の生員層の活動の問題が直接議論されたわけではない。

(4) 田中正俊「民変・抗租奴変」（『世界の歴史』12、筑摩書房、一九六一）、小野和子「明末・清初における知識

人の政治行動(同)、川勝守「浙江嘉興府の嵌田問題——明末郷紳支配の成立に関する一考察——」(『史学雑誌』82—4、一九七三)、夫馬進「明末反地方官土変」(『東方学報』52、一九八〇)等参照。本稿は特に夫馬氏の論考に触発された部分が多い。

(5) 文秉『定陵註略』巻九、荆熊分祖による。

(6) 本件に関する主な史料は次のとおりである。本文中の註は〔Ⅰ〕～〔Ⅳ〕の番号で示す。

〔Ⅰ〕文秉『定陵註略』巻九、荆熊分祖。この記事は文秉自身による総論的な部分と、関連する諸臣の奏疏の要約を編集した部分とからなるが、奏疏は同書の党争に関する他の項と同様に、主として『萬曆邸鈔』からの抜萃と思われる。ここでは総論の部分のみを挙げる。

宣城湯賓尹先年奪生員施大德之妻徐氏爲妾。徐氏不從自盡。合縣不平、致激有民變。生員馮應祥等持舉徐氏殉節、建祠致祭。後事定、賓尹力囑當事毀其祠。及是、復占生員徐某妻賈氏爲妾。徐某者尚書徐元泰之姪、廩生徐日隆之弟也。湯微時曾受辱於元泰。故必欲納其姪婦爲妾、以雪此耻。徐某與賈氏兄弟俱無異言、而日隆心抱不平、上控下懇。湯四布羅網、直欲日隆而甘心焉。日隆乃亡命走燕、齊。於是合郡沸然。

明末、地方生員層の活動と党争に関する一試論

諸生列其事于上臺、復舉徐氏殉節事、請復舊祠。巡按荆養喬甚不直賓尹。將某々等問徒。適學使熊廷弼出巡。諸生亦以公舉謁熊。熊受湯囑托、即駁某生之擬徒、又駁某生之奸狀、問革寧國生員蘇望海等、又杖殺生員芮永縉。事々與荆相左。荆遂詆熊殺人以媚湯。

この記事は東林派の立場からのもので、冒頭の徐氏の略奪を湯賓尹自身のこととしている点などから誤謬も多いかと思われるが、湯氏と徐元泰一族との関係などは目下この史料しか見あたらない。

〔Ⅱ〕『明実録』万曆四十一年二月己丑朔条。この記事は、(A)荆養喬の上疏と熊廷弼への行動が決定されるまでの経過、(B)巡按御史徐応登による行動の報告、(C)荆の上疏のもうひとつの要因である、彼と桐城県の問題との関わり、の三つの部分からなる。

(A) 宣城縣生員梅振祚・梅宣祚等、以姦宦媳徐氏爲生員芮應元・芮永縉等所學發。前巡按御史王國禎劾奏捕治。振祚等賄匿、獄久不結。巡按御史荆養喬與提學御史熊廷弼素以意見相抵牾、不能相下、及治是獄、互有輕重。養喬劾廷弼不斥振祚等、而反斃縉于杖、爲殺人媚人、謂、永縉先以事與原任諭德湯賓尹有郤、賓尹中之故云。拜疏投劾去。廷弼恚甚、再疏辯謂、

明末、地方生員層の活動と党争に關する一試論

永縉之杖、本以行劣、非以發姦故。章俱下所司議。左都御史孫瑋請革養喬任、而勘廷弼。上是之。時南北科道議論正囂、給事中李成名……等持勘議甚力。給事中官應震……等駁之。章凡數十上、瑋不自安、一求去。而(吳)亮嗣、(官)應震攻瑋尤急。上俱置不問。

(B) 已而巡按應天御史徐應登覈狀以聞。謂、振祚姦淫、按臣訪拏、會參司府問明徒杖、招詳。廷弼批行、「兄弟聚戕、恨不手刃、其同黨梅宣祚等、甌破至此、勿留辯竇。」及養喬會審、大都亦批、「振祚等一徒、未盡厥辜、宣祚等名教難容。」其後先事詞詳在別本、情僞難欺。此二臣批駁之大槩也。乃馮應祥・蘇海望等、當時遍告操・撫・屯・倉・按・江諸院、攫金行私。公論見唾。未幾、郡邑有劣生之報。蘇海望・李茂先・馮應祥・芮永縉四人、遂以渠魁見舉矣。應祥先逃、而蘇海望等三名遂各擬徒、解院。此廷弼罪革諸犯之大槩也。比入院杖治、惟蘇海望爲首、杖數獨多。永縉・茂先皆次之。而永縉物故、據報、死期距解審已二十日久矣。此永縉獲罪而自死之大槩也。至于行媚湯寶尹一節、指亦多端。查、寶尹原與姦案無干。其于永縉生平又絕無纖芥之隙也。然則廷弼殺永縉、寶尹其任受怨乎。其一時同杖若蘇海望輩、又將誰媚

之乎。然廷弼則有所以取之矣。蓋其居恒、以力挽頹風爲己任。故斤斤三尺不少假借、期于一懲百儆、而不虞其籍死標題、蜚語造謗、大肆其反噬之毒也。養喬實耳聞其說。又別因職事相左、偶乘去位、感激形諸論列。……按臣養喬溫雅潔清、凡事精詳、不苟。獨言有激于風聞、故居之不能無疑。非獨殺人媚人疑也、即庇姦亦疑也。總之、此一役也、事當以明白直截爲斷、而牽纏曖昧者可勿論。人當以生平本末爲斷、而意氣詭譎者可勿論。則廷弼之心跡自明、而養喬之生平亦在外。此可都無苛求急需、後效以成二臣平日之品者也。

(C) 先是、桐城縣知縣徐從治以編審事與鄉紳不協、鄉紳以公啓達養喬。後養喬劾從治、即以鄉紳公啓實之。時桐城人御史方大鎮奉命巡按河南。給事中李成名等謂、鄉紳既以公啓累縣官、則大鎮宜靜聽處分、不當赴任、疏論之。于是給事中吳亮嗣・姜性等謂、養喬本以地方不能相容、去任、而借端于廷弼云。

〔Ⅲ〕『萬曆邸鈔』万曆二十九年条に載す熊廷弼の弁疏。この部分は小野和子『萬曆邸鈔』と『萬曆疏抄』(『東洋史研究』39—4、一九八一)に指摘があるように万曆四十年十二月の記事の混入である。

直隸提學御史熊廷弼。按臣疑誣異常、疏辯、荆養喬

摘臣批語「施・湯故智」之句、以爲擁戴宣黨湯賓尹。臣向不識賓尹、是何面孔、亦不知當日爭娶始末。但卷查、先年生員施大得與賓尹族叔湯一太、爭娶徐氏、因而致死。徐尚書鼓唱生員馮應祥等、以舉節爲名、建祠有年。後該雲南道史御史劾論宣城縣節婦徐氏冒濫名節、應毀淫祠。而前學臣史學遷據此牌行徽寧道查明徐氏致死根因、乃批詳云、據糧里之公呈、地方之正論、則徐氏死非大義、冒節多年、奸人之爲計毒矣、險矣。當日賄賣呈詞、姑不深究。祠宇亟行折毀、基地入官。施大德聽另牌行。此繳。隨又牌行該道、將施大德黜退。此前事也。今南中士夫言及寧國士風者、莫不以爲壞于前番舉節。而今番又舉徐氏節。前番公舉出于賄買、而今番公舉又出賄買。故臣批云、「施湯故智」。而乃據此謂、臣用盡一片殺人心腸、欲効首功、爲賓尹地。信斯言也。史御史之參論、前學臣之折祠、已爲賓尹効首功、而臣且不免落爲從之後矣。庇奸者獨臣也乎哉。

〔IV〕『明史』卷三〇三、列女三、徐貞女伝。

徐貞女、宣城人。少字施之濟。年十五、里豪湯一泰黜之、倚從子祭酒賓尹、强委禽焉。女父子仁不受、夜趣施舁女歸。一泰恚甚、脅有司攝施婦、欲庭奪以歸、先使人掙之濟父子及媒妁數人、毆之府門、有司莫能

明末、地方生員層の活動と競争に関する一試論

制。徐氏被擯、候理、次城東旅舍、思不免。夜伺人靜、投池中死、衣上下縫紮不見寸體。觀者皆泣下、共昇古廟、盛夏鬱蒸、蠅不敢近。郡守張德明臨視、立祠城東祀之。

(7) 前註史料〔IV〕にみえる事件当時の寧國府知府張德明は万曆十四年の進士で、原『寧國府志』卷三、職官表によれば、彼は二十三年に着任し、後任知府の史起欽は三十一年の着任になっている。

(8) 湯賓尹『睡庵文稿』二刻、卷四、「先大父大母合葬墓誌銘」。また原『寧國府志』卷七、選舉表にも同族の名は見えない。

(9) 熊廷弼は「雲南道史御史」とのみ記す。筆者が『明夷録』を検索した限り、三十年代の史姓の御史は、史記事、史弼、史学遷の三人であり、史弼は「陝西道」(万曆三十年八月丁酉条)、のち「広西道」(万曆三十三年十二月乙丑条)、史記事は「雲南道」(万曆三十六年八月癸未条)となっている。

(10) 『明夷録』万曆三十七年四月戊寅条に「以雲南道御史史学遷爲南直隸提學御史。」とあり、万曆三十八年閏三月丙辰条に、「命江西道御史王基洪爲南京提學御史。」とあるのによる。

(11) 『明史』卷二二六、王元翰伝、『萬曆邸鈔』万曆三十六

明末、地方生員層の活動と党争に関する一試論

年八月、三十七年三月の二人の上奏活動、参照。なお史記事は『東林党人榜』に「史紀事」と誤記されている。

朱俊「東林黨人榜考証」(『燕京學報』第十九期 一九三六)参照。

(12) 顧天峻『顧太史文集』卷七「與湯霍林」、李騰芳『李文莊公全集』卷六「包儀甫辨眞稿序」参照。三人は三十五年の会試とともに考試官をつとめた時に意気投合している。顧、李二人が東林派から攻撃されて官を去つたのは三十七年二月であり、同年四月に南直提学となつた史学遷はすでに三人の關係をよく承知していたと考えられる。

(13) 寧國府志嘉慶の選舉表、人物志等参照。また同書卷十四、宮建志寺觀に

柏槻寺、在城南七十里柏槻山、舊名殿。宋嘉熙丁酉、建山口。梅氏祖塋附近菴右、其後世世脩葺。明嘉靖中火。梅守德鳩族人、重建。寺外有飛橋。梅振祚鑿石、曰引虹。

漱石菴、在城南四十里團山麓。梅振祚建菴、踞石上下有釣絲潭、龍潛其中、土人禱雨輒應。

とあり、梅振祚が大族梅氏の一員であり、かつ富裕であつたことがしられる。

(14) 熊廷弼については『明史』卷二五九に伝があり、彼の

文集として『熊襄愍公集』がある。本文中の日付けは『明実録』万曆三十六年八月辛酉、三十九年六月辛卯の各条による。

(15) 顧天峻『顧太史文集』卷七「與熊芝崗學臺」。

(16) 『顧端文公年譜』万曆三十二年四月条。

(17) 葉向高『蘧編』卷二、万曆三十六年五月条、参照。

(18) 註(6)史料(上)の後文に

前歲庚戌(三十八年)外計。耀州(王圖)子王淑汴以貪酷被察。耀州語省中王紹徽曰、「小兒單、聞是胡泰六所開、出自熊芝崗手。」泰六者胡應台、芝崗即廷弼也。紹徽出、語人曰「此番省中年例、必胡泰六矣。」已而果然。

とある。この記事は『萬曆邸鈔』万曆四十一年六月条の周永春(反東林派)の上疏から採つたものと思われる。

(19) 『萬曆邸鈔』万曆四十一年二月条の河南道御史徐良彦の上疏。

(20) 卷十七、二十一に全部で十一通である。ちなみに二番目に多いのは、この当時左副都御史であつた許弘綱(字少徽)への十通である。

(21) 『明史』卷二五九、熊廷弼伝。

(22) 『蒼霞續草』卷十九、「答熊芝岡」

(23) 同前書、卷二十「答熊芝岡」

(24) 荆養喬は熊廷弼を弾劾すると同時に、安慶府桐城県知県徐從治とその「奸党」を弾劾して任を去っている。註(6)史料〔Ⅱ〕(B)によれば、桐城県では知県と郷紳との間に編審に関する対立があり、荆養喬は郷紳の公啓によって知県を弾劾した。地域の郷紳の側に立った行為と思われるが、吳亮嗣ら反東林派は、荆養喬は地方に容れられなかったがために任を去り、熊廷弼のことはその去任の口実に過ぎないとしている。この一件は、熊廷弼の任地との非妥協的な態度とは対称的な、荆養喬の地域世論との関わり方を示しているように思われる。また本件における荆養喬の行動を考える上でも重要と思われるが、事実関係に不明な点が多く、また宣城県における紛争とは直接の関係はないと考えられるので、本稿ではこの件の考察は省略する。

(25) 『蘧編』巻四、万曆三十九年四月条。

(26) 『明神宗實録校勘記』(中央研究院歴史語言研究所)による別版の記述。

(27) 『蒼霞續草』巻二十「答熊芝岡」(註(23)とは別、四十年六月頃のものか)に、

南畿地廣才多、増額爲宜。但今海内無處不請。說者以爲増則俱増、寢則俱寢。若有増有否、勢必大闕、而忽然徧増天下解額、人又以爲不可、甚難處也。頃

明末、地方生員層の活動と党争に関する一試論

商之宗伯、亦不敢任。不知竟何如耳。江南北分卷之說、則勢必不行。蓋此端一開、凡各省中少之處、皆引以爲例。其弊將安窮哉。高明當自洞然、不以爲斬。とあり、ここでは郷試合格者Ⅱ舉人についてであるが、葉向高や礼部尚書ら首脳部は科挙合格定員の枠の拡大に消極的であつた。

(28) この件に関する『明実録』記事の礼部題覆の部分が「萬曆邸鈔」万曆三十年三月条(四十年三月条の混入、註(6)小野論文参照)に抄録されているが、そこでは、
禮部題覆童生聚衆圍擄郷紳等事、覆提學御史熊廷弼本。……

とある。

(29) 『明実録』によると、孫瑋の左都御史就任について、万曆四十年十二月癸丑(二十四日)条に命が下り、同丙辰(二十七日)条に再び「到任供職」の命が出されている。

(30) 『蘧編』巻六、万曆四十一年六月条、『蒼霞續草』巻二十「答熊芝岡」(註(23)とは別)。

(31) 『明実録』万曆四十年十月庚辰条。事件の概要、論争の推移は『定陵註略』巻九、庚戌科場、参照。

(32) 『明実録』万曆四十年十月辛酉朔条。また葉向高『蘧編』巻五、万曆四十年九月条参照。

(33) 『蒼霞續草』巻二十「答謝工部」。

(34) 註(6)史料〔Ⅲ〕で熊廷弼は湯賓尹と面識はないと述べているが、葉向高も註(30)『蘧編』記事で「湯君賓尹失意家居、大與廷弼交歡、恨相知晚。」と述べているように、二人の間に親交があつたとみた方が自然である。

(35) 『定陵註略』卷十、門戸分争。

(36) 註(7)の史料にみえる「南北分卷之説」がこれにあたると思われるが、まだ調査していない。

(37) 張萱『西園聞見録』卷四十五、学校。

補(1) 『蘧編』卷五、万曆四十年十一月条。

始韓(敬)爲諸生。適湯(賓尹)以徐氏婦死、爲諸生所攻、獨身跳至浙。韓慕其科名、投拜爲師、自後往來問候不絶。

補(2) ただし、丁元薦が生員側の鼓譟という行動に対して、これを容認したかどうかは、この記事では判断できない。